

## 地域型保育事業の設備及び運営に関する区基準（素案）について

## 1 各事業共通の項目

No.	項目	従参	国基準	区基準（案）	区基準（案）の考え方
1	基準の目的	一	利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するもの	国基準（第2条）のとおり	
2	基準の向上	一	区は以下の責務を負う ・児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴取して、家庭的保育事業者等（以下「事業者等」という。）に対して、基準を超えて設備及び運営を行うよう勧告できること ・基準を常に向上させるよう努めること	国基準（第3条）のとおり	
3	基準と事業者	従	事業者等は以下の義務を負う ・基準を超えて設備及び運営を向上させること ・基準を超えて設備及び運営を行っている場合には低下させないこと	国基準（第4条）のとおり	
4	事業者の一般原則	従	事業者等は以下の義務を負う ・利用乳幼児の人権配慮、人格の尊重 ・事業者の地域交流、連携、運営内容の地域や保護者への説明努力 ・運営に関する自己評価、外部評価の実施、結果の公表 ・必要な設備の確保義務（居宅訪問型保育事業を除く） ・利用者の保健衛生、危害防止に配慮した設備の設置	国基準（第5条）のとおり	
5	非常災害	参	事業者等は以下の義務を負う ・消火用具、非常口等の設置 ・災害対策計画の策定と訓練の実施（消火、避難訓練は月1回以上）	国基準（第7条）のとおり	
6	職員の一般的要件	参	・健全な心身、豊かな人間性と倫理観、児童福祉に対する熱意を有すること ・できる限り児童福祉の倫理及び実際に関する訓練を受けた者であること	国基準（第8条）のとおり	
7	知識・技能の向上	参	・職員は自己研鑽、必要な知識及び技能の習得、維持向上に努めること ・事業者等は職員に対する資質向上のための研修機会を確保すること	国基準（第9条）のとおり	
8	併設施設の職員・設備	参	・他の社会福祉施設と併せて家庭的保育事業所を設置する場合は一部の設備及び職員を併設する施設と兼ねることができること（直接従事職員及び特有設備は除く）	国基準（第10条）のとおり	
9	利用者の取り扱い	従	・国籍、信条、社会的身分、費用負担の違いによる差別的取り扱いの禁止 ・虐待等の禁止 ・懲戒に係る権限の濫用禁止	国基準（第11・12・13条）のとおり	
10	衛生管理	参	・設備、食器等、飲用水を衛生的に管理すること ・感染症、食中毒の発生や蔓延を防止するために努力すること ・医薬品、医療品を常備及び適正に管理すること	国基準（第14条）のとおり	
11	健康診断	参	・利用者に対する利用開始時及び年二回の健康診断及び臨時の健康診断の実施 ・食事の調理をする者について健康診断には綿密な注意を払うこと	国基準（第17条）のとおり	
12	内部規定	参	・重要事項として次の項目を定めること ①事業目的・運営方針 ②提供する保育内容 ③職員の職種、人数、職務内容 ④開所日時、閉所日 ⑤料金、その種類、理由 ⑥利用定員 ⑦留意事項 ⑧緊急時対策 ⑨災害対策 ⑩虐待防止措置 ⑪その他重要事項	国基準（第18条）のとおり	
13	帳簿	参	・職員、財産、収支、利用乳幼児の処遇状況を明らかにする帳簿を整備すること	国基準（第19条）のとおり	
14	秘密保持	従	・職員は、業務上知りえた利用者の秘密を漏らしてはいけないこと（退職後含む）	国基準（第20条）のとおり	
15	苦情対応	参	・苦情窓口等を設置すること ・区から指導又は助言を受けた場合は改善すること	国基準（第21条）のとおり	

## 2 家庭的保育事業

〔5人までの定員で居宅その他の場所で家庭的保育者による保育を行う事業〕

No.	項目	従 参	国基準	区基準（案）	区基準（案）の 考え方
16	配置職員	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育者</li> <li>・家庭的保育補助者</li> <li>・嘱託医</li> <li>・調理員（調理委託又は搬入の場合は調理員は不要）</li> </ul>	国基準（第23条） のとおり	
17	資格要件	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育者 次の①と②に該当する者</li> <li>① 区の研修を修了し、保育士又は同等以上の経験・知識を有すると区長が認められた者</li> <li>② 保育に専念できる者</li> <li>・家庭的保育補助者 区の研修を修了した者</li> </ul>	<p>家庭的保育者は、国基準（第23条）のとおり。 ただし、「保育士と同等以上の経験・知識を有すると区長が認められた者」とは、別途規定する資格を有し、かつ、育児経験又は3年以上の保育経験を有する者とする</p> <p>家庭的保育補助者は国基準（第23条）のとおり</p>	区の現行の類似事業である家庭福祉員制度の基準に基づき、保育の質を確保するため
18	職員数	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育者 1人に対し利用乳幼児者 3人（家庭的保育補助者がいる場合は家庭的保育者及び家庭的保育補助者 2人に対し利用乳幼児者 5人）</li> </ul>	国基準（第23条）に加え、保育室を2階以上に設ける場合は2:1（補助者がいる場合 4:2）とする	区の現行の類似事業である家庭福祉員制度の基準に基づき、災害や事故など不測の事態に備え、保育の安全性を確保するため
19	設備基準	参 ・ 従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用保育室 (9.9㎡以上であって、3人を超える場合は3.3㎡/1人を追加)</li> <li>・屋外遊戯場（2歳児以上につき3.3㎡以上/1人（付近の代替え施設可））</li> <li>・調理設備、便所</li> </ul>	国基準（第22条）に加え、二方向の避難経路を確保する	建築基準法・消防法に基づく規定の中で100㎡を超える保育所には2方向の避難経路確保が規定されていることを考慮し、家庭的保育事業においても災害や事故など不測の事態に備え、保育の安全性を確保するため
20	耐火基準	一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に規定なし</li> </ul>	保育室を2階以上に設ける場合は耐火又は準耐火構造の建物とする	区の現行の類似事業である家庭福祉員制度の基準に基づき、災害や事故など不測の事態に備え、保育の安全性を確保するため
21	連携施設	従	<p>利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も、児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、以下の項目に関し連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 集団保育の体験、相談助言</li> <li>② 代替え保育の提供</li> <li>③ 家庭的保育事業等終了後の連携施設における継続受入</li> </ul> <p>※5年間の経過措置あり</p>	国基準（第6条） のとおり	

No.	項目	従参	国基準	区基準(案)	区基準(案)の考え方
22	食事	従	・食事の提供については家庭的保育事業所等内で調理すること ※5年間の経過措置あり	国基準(第15条)のとおり	
23	食事提供の特例	従	・連携施設、同一・系列法人等が運営する小規模保育事業、社会福祉施設からの搬入を可能とすること	国基準(第16条)のとおり	
24	保育時間	参	・一日8時間を原則とし、保護者の就労時間や家庭の状況等を考慮して事業者等が定めること	国基準(第24条)のとおり	

3 小規模保育事業（A・B・C型）

- 定員が6～19名の施設で保育を行う事業
- (1) 小規模保育事業A型・・・分園型
  - (2) 小規模保育事業B型・・・中間型
  - (3) 小規模保育事業C型・・・グループ型

No.	項目	従参	国基準			区基準（案）	区基準（案）の考え方
			A型	B型	C型		
25	配置職員	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>・保育従事者</li> <li>※保育士割合 1/2 以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育者</li> <li>・家庭的保育補助者</li> </ul>	<p>国基準（第29・31条）に加え、A・B型は事業所ごとに常勤の施設長を配置する</p> <p>B型の保育士割合は3/5以上とする</p> <p>C型については、国基準（第34条）のとおり</p>	<p>区の現行の類似事業である小規模保育所事業（東京スマート保育）の基準に基づき、保育の質を確保するため</p>
26	資格要件	従	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育従事者 区の研修を修了した者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育者 次の①と②に該当する者 ①区の研修を修了し、保育士又は同等以上の経験・知識を有すると区長が認めた者 ②保育に専念できる者</li> <li>・家庭的保育補助者 区の研修を修了した者</li> </ul>	<p>国基準（第23・31条）に加え、A・B型における施設長は、次の項目のいずれも満たすことを要件とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>・6年以上の連続した保育経験を有すること</li> </ul> <p>C型については、国基準（第23条）のとおり。ただし、「保育士と同等以上の経験・知識を有すると区長が認めた者」とは、別途規定する資格を有し、かつ、育児経験又は3年以上の保育経験を有する者とする</p>	<p>A・B型については、区の現行の類似事業である小規模保育所事業（東京スマート保育）の基準に基づき、保育の質を確保するため</p> <p>C型については、区の現行の類似事業である家庭福祉員制度の基準に基づき、保育の質を確保するため</p>
27	職員数	従	<p>保育士の数は、次の人数の合計に1を加えた数以上とする</p> <p>【0歳】 保育士1人に対し利用乳児3人</p> <p>【1・2歳】 保育士1人に対し利用幼児6人</p> <p>【3歳】 保育士1人に対し利用幼児20人</p> <p>【4歳～】 保育士1人に対し利用幼児30人</p> <p>※保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことが可能</p>	<p>保育士及び保育従事者の数は、次の人数の合計に1を加えた数以上とする</p> <p>【0歳】 保育士又は保育従事者1人に対し利用乳児3人</p> <p>【1・2歳】 保育士又は保育従事者1人に対し利用幼児6人</p> <p>【3歳】 保育士又は保育従事者1人に対し利用幼児20人</p> <p>【4歳～】 保育士又は保育従事者1人に対し利用幼児30人</p> <p>※保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことが可能</p>	<p>家庭的保育者1人に対し利用乳幼児3人 （家庭的保育補助者がいる場合は、家庭的保育者及び家庭的保育補助者2人に対し利用乳幼児5人）</p>	<p>A型とB型は、国基準（第29・31条）のとおり</p> <p>C型については、保育室を2階以上に設ける場合についてのみ、家庭的保育者1人に対し利用乳幼児2名 （家庭的保育補助者がいる場合は、家庭的保育者及び家庭的保育補助者2人に対し利用乳幼児4人）</p>	<p>区の現行の類似事業である家庭福祉員制度の基準に基づき、災害や事故など不測の事態に備え、保育の安全性を確保するため</p>

No.	項目	従 参	国基準			区基準(案)	区基準(案)の 考え方
			A型	B型	C型		
28	設備基準	参 ・ 従	<p>【0・1歳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児室(3.3㎡以上/1人)又はほふく室(3.3㎡以上/1人)</li> </ul> <p>【2歳～】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室(1.98㎡以上/1人)又は遊戯室(1.98㎡以上/1人)</li> <li>・屋外遊技場(3.3㎡以上/1人(付近の代替施設可))</li> </ul> <p>【共通設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調理設備、便所</li> </ul>		<p>【0・1歳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児室(3.3㎡以上/1人)又はほふく室(3.3㎡以上/1人)</li> </ul> <p>【2歳～】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室(3.3㎡以上/1人)又は遊戯室(3.3㎡以上/1人)</li> <li>・屋外遊技場(3.3㎡以上/1人(付近の代替施設可))</li> </ul> <p>【共通設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調理設備、便所</li> </ul>	<p>A・B型については国基準(第28・32条)のとおり</p> <p>C型については、国基準(第33条)に加え二方向の避難経路を確保する</p>	<p>建築基準法・消防法に基づく規定の中で100㎡を超える保育所には2方向の避難経路確保が規定されていることを考慮し、小規模保育事業C型においても災害や事故など不測の事態に備え、保育の安全性を確保するため</p>
29	耐火基準	参	<p>保育室を二階以上に設ける場合は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっていること</p>			<p>A・B型については、国基準(28・32条)に加え、保育室を一階に設ける場合であっても耐火又は準耐火建築物とする</p> <p>C型については、国基準(第33条)のとおり</p>	<p>区の現行の類似事業である小規模保育所事業(東京スマート保育)の基準に基づき、災害や事故など不測の事態に備え、保育の安全性を確保するため</p>
30	連携施設	従	<p>利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も、児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、以下の項目に関し連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①集団保育の体験、相談助言</li> <li>②代替え保育の提供</li> <li>③家庭的保育事業等終了後の連携施設における継続受入</li> </ul> <p>※5年間の経過措置あり</p>			<p>国基準(第6条)のとおり</p>	
31	食事	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供については家庭的保育事業所等内で調理すること</li> </ul> <p>※5年間の経過措置あり</p>			<p>国基準(第15条)のとおり</p>	
32	食事提供の特例	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携施設、同一・系列法人等が運営する小規模保育事業、社会福祉施設からの搬入を可能とすること</li> </ul>			<p>国基準(第16条)のとおり</p>	
33	定員	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6人以上19人以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6人以上10人以下</li> </ul> <p>※5年間の経過措置あり(6人以上15人以下)</p>	<p>国基準(第35条・付則第5条)のとおり</p>		
34	保育時間	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一日8時間を原則とし、保護者の就労時間や家庭の状況等を考慮して事業者等が定めること</li> </ul>			<p>国基準(第36条(24条の準用規定))のとおり</p>	

#### 4 居宅訪問型保育事業

〔乳児・幼児の居宅において家庭的保育者が保育を行う事業〕

No.	項目	従参	国基準	区基準（案）	区基準（案）の考え方
35	事業	従	居宅訪問型保育事業は次の保育を提供する ・ 障害、疾病等により集団保育が困難な乳幼児に対する保育 ・ 閉園や定員減により保育施設等に通えなくなった乳幼児に対する保育 ・ 待機児童に対する保育 ・ 夜間及び深夜に働く保護者の乳幼児に対する保育	国基準（第37条） のとおり	
36	配置職員	一	・ 家庭的保育者	—	
37	資格要件	従	・ 家庭的保育者 次の①と②に該当する者 ① 区の研修を修了し、保育士又は同等以上の経験・知識を有すると区長が認めた者 ② 保育に専念できる者	国基準（第23条）のとおり。ただし、「保育士と同等以上の経験・知識を有すると区長が認めた者」とは、別途規定する資格を有し、かつ、育児経験又は3年以上の保育経験を有する者とする	類似事業である家庭的保育事業との整合性を図るため、家庭的保育事業の区基準（案）と同一の基準とする
38	職員数	従	・ 家庭的保育者1人に対し利用乳幼児1人	国基準（第39条） のとおり	
39	設備基準	参	・ 事業運営のための専用区画を設けること	国基準（第38条） のとおり	
40	連携施設	従	・ 障害児・病児を保育する場合は障害児入所支援施設等との連携を確保すること	国基準（第40条） のとおり	
41	食事	一	・ 規定なし（原則食事提供は行わない）	—	
42	保育時間	参	・ 一日8時間を原則とし、保護者の就労時間や家庭の状況等を考慮して事業者等が定めること	国基準（第41条（第24条の準用）） のとおり	

5 事業所内保育事業

事業主が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業

- (1) 保育所型・・・保育所と同様の事業規模のもの  
 (2) 小規模型・・・小規模保育事業（A・B型）と同様の事業規模のもの

No.	項目	従参	国基準		区基準（案）	区基準（案）の考え方		
			保育所型	小規模型				
43	定員	参	・20人以上	・19人以下	国基準（第43・47条）のとおりに			
44	配置職員	従	・保育士	・保育士 ・保育従事者 ※保育士割合1/2以上	保育所型は国基準（第44条）のとおりに	類似事業である小規模保育事業B型との整合性を図るため、小規模保育事業B型の区基準（案）と同一の基準とする		
			・嘱託医 ・調理員（調理委託又は搬入の場合は調理員は不要）	小規模型は国基準のうち保育士割合は3/5以上とするとともに、事業所ごとに常勤の施設長を配置する				
45	資格要件	従	—	・保育従事者 区の研修を修了した者	国基準（第47条）に加え、小規模型における施設長は次の項目のいずれも満たすことを要件とする ・保育士 ・6年以上の連続した保育経験を有すること	類似事業である小規模保育事業B型との整合性を図るため、小規模保育事業B型の区基準（案）と同一の基準とする		
46	職員数	従	【0歳】 保育士1人に対し利用乳児3人 【1・2歳】 保育士1人に対し利用幼児6人 【3歳】 保育士1人に対し利用幼児20人 【4歳～】 保育士1人に対し利用乳児30人 ※最低人数は2人	次の人数の合計に1人を加える 【0歳】 保育士又は保育従事者1人に対し利用乳児3人 【1・2歳児】 保育士又は保育従事者1人に対し利用幼児6人 【3歳】 保育士又は保育従事者1人に対し利用幼児20人 【4歳～】 保育士又は保育従事者1人に対し利用幼児30人 ※保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことが可能	国基準（第44・47条）のとおりに			
47	地域枠	参	・利用定員に対し内数として地域枠を設けること		国基準（第42条）のとおりに			
			利用定員	地域枠			利用定員	地域枠
			1～5人	1人			26～30人	7人
			6～7人	2人			31～40人	10人
			8～10人	3人			41～50人	12人
			11～15人	4人			51～60人	15人
			16～20人	5人			61～70人	20人
21～25人	6人	71人～	20人					

No.	項目	従 参	国基準		区基準(案)	区基準(案)の 考え方
			保育所型	小規模型		
48	設備基準	参・ 従	<p>【0・1歳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児室(1.65㎡以上/1人)又はほふく室(3.3㎡以上/1人)</li> </ul> <p>【2歳～】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室(1.98㎡以上/1人)又は遊戯室(1.98㎡以上/1人)</li> <li>・屋外遊技場(3.3㎡以上/1人(付近の代替え施設可))</li> </ul> <p>【共通設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調理室、便所、医務室</li> </ul>	<p>【0・1歳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児室(3.3㎡以上/1人)又はほふく室(3.3㎡以上/1人)</li> </ul> <p>【2歳～】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室(1.98㎡以上/1人)又は遊戯室(1.98㎡以上/1人)</li> <li>・屋外遊技場(3.3㎡以上/1人(付近の代替え施設可))</li> </ul> <p>【共通設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調理設備、便所</li> </ul>	国基準(第43条)のとおり	
49	耐火基準	参	保育室を二階以上に設ける場合は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっていること		<p>保育所型は国基準(第43条)のとおり</p> <p>小規模型は、保育室を一階に設ける場合であっても耐火又は準耐火建築物とする</p>	類似事業である小規模保育事業B型との整合性を図るため、小規模保育事業B型の区基準(案)と同一の基準とする
50	連携施設	従	<p>利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も、児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保すること</p> <p>※5年間の経過措置あり</p>	<p>利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も、児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう以下の項目に関し連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①集団保育の体験、相談助言</li> <li>②代替え保育の提供</li> <li>③家庭的保育事業者等終了後の連携施設における継続受入</li> </ul> <p>※5年間の経過措置あり</p>	国基準(第6・45条)のとおり	
51	食事	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供については家庭的保育事業所等内で調理すること</li> </ul> <p>※5年間の経過措置あり</p>		国基準(第15条)のとおり	
52	食事提供の特例	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携施設、同一・系列法人等が運営する小規模保育事業、社会福祉施設からの搬入を可能とすること</li> </ul>		国基準(第16条)のとおり	
53	保育時間	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一日8時間を原則とし、保護者の就労時間や家庭の状況等を考慮して事業者等が定めること</li> </ul>		国基準(第48条(第24条の準用))のとおり	